

助成要綱第3条（7）

こども・青少年育成支援事業助成要領

社会福祉法人 奈良県共同募金会

奈良県共同募金助成要綱第3条（7）に規定する事業について、同要綱に規定する事項の他、本事業を円滑に実施するため必要な事項を次のとおり定める。

1 目的

児童、青少年を取り巻く環境の変化に伴い、児童虐待をはじめ、ニート、ひきこもり、不登校の増加等が大きな社会問題となっており、こうした状況を踏まえ、次代を担う児童、青少年が地域において健やかに、安全でいきいきと生活できることに取り組む特定非営利活動法人やボランティアグループ等に対し、NHK 歳末たすけあい募金の趣旨に沿った助成を行うことで、地域福祉の向上に資することを目的とする。

2 助成対象団体要件

奈良県内において広域にわたり活動を行う団体（特定非営利活動法人、市民活動団体、ボランティアグループ及び女性会（婦人会）、PTA 等）で、次の要件を満たしていること。

なお、社団法人・財団法人・社会福祉法人は助成対象としない。

- （1）代表者の氏名及び事務所の所在地が明確であること。
- （2）規約及び構成員名簿が整備されていること。
- （3）適正な経理事務がおこなわれていること。
- （4）事業の実施に必要な資金の確保が困難であること。

3 助成対象事業

児童、青少年育成の分野における福祉的活動に関する事業（ニート対策・不登校対策・ひきこもり対策・就学支援・子育てサークル活動・子育てボランティア活動 等）

4 助成対象とならない事業

- （1）国または地方公共団体が経営し、またはその責に属するとみなされる事業
- （2）政党、宗教、組合等の関係者に限られている事業
- （3）その名称の如何に関わらず営利を目的とする事業
- （4）公的、または民間助成をうけている事業

5 助成対象事業費

3項の事業を実施するために必要な経費とする。但し、事業実施に際しての利用者負担等及び、次の各号に該当する経費は対象外とする。

- （1）事業目的以外の食糧費

- (2) 職員の人件費・旅費等
- (3) 団体の運営に要する費用

6 助成対象事業の選定方針

- (1) 事業の必要性・緊急性・先駆性を考慮して助成対象を選定する。
- (2) 地域の課題解決のための事業に対する支援を優先する。
- (3) 共同募金から過去に助成を受けていない団体を優先する。

7 助成率及び助成限度額

助成率は助成対象事業費の4分の3以内（千円未満切り捨て）とし、助成額は50万円を限度とする。

8 その他

この要領に定める事項の他、助成金交付に関する取り扱いについて必要な事項については、別に定める。

付則 この助成要領は、平成27年4月1日から施行する。

付則 この助成要領は、平成29年7月1日から施行する。